

(事業及び会計年度)

第27条 本会の事業及び会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日とする。

(経費)

第28条 本会の経費は、補助金及びその他の収入をもってあてる。

(住民等からの意見等の取り扱い)

第29条 会議で出された意見等の他、地区の住民及び各種団体から寄せられた意見等は、事務局が取りまとめ、役員会及び運営委員会に報告する。

(必要事項)

第30条 その他、本会の運営について必要な事項は別に定める。

附 則

この会則は、平成28年3月27日から施行する。